

倉吉市上下水道局企業管理規程第5号

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年倉吉市条例第12号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の地積)

第2条 受益者負担金（以下「負担金」という。）の算定基準となる土地の地積は、公簿による。ただし、公簿によりがたいとき又は公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、実測によることができる。

(受益者の申告)

第3条 条例第8条に規定する賦課対象区域の公告の日現在において、当該賦課対象区域内に土地を所有する者は、管理者が定める日までに下水道事業受益者負担金申告書兼徴収猶予・減免申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、条例第2条第1項ただし書に規定する地上権等を有する者があるときは、土地の所有者は、当該地上権等を有する者と連署して提出しなければならない。

2 前項の土地が共有であるときは、共有者は、総代人を定めて同項の申告書に連署して提出しなければならない。ただし、共有者が多数のため連署することが困難であると認めるときは、総代人の署名のみで提出することができる。

(不申告又は不当申告等)

第4条 管理者は、前条、第7条第5項、第8条第6項及び第10条第1項に規定する申告若しくは届出（以下「申告等」という。）のないとき又は申告等の内容が事実と異なると認めたときは、申告等によらないで決定することができる。

(連帯納付義務)

第5条 共有若しくは共同使用されている受益地に係る共有者又は共同使用者は、当該受益地に係る負担金を連帯して納付する義務を負うものとする。

(負担金決定通知及び納入通知)

第6条 条例第9条第3項の規定による負担金の額の通知は、下水道事業受益者負担金賦課決定通知書兼徴収猶予・減免決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 各年度の各納期の納付額及び納付期日の通知は、下水道事業受益者負担金納入通知書（様式第3号）によるものとし、各年度の最初の納期限の10日前までに交付する。

3 第1項の規定は、負担金の額の変更があった場合に準用する。

(負担金の徴収猶予)

第7条 条例第14条に規定する負担金の徴収猶予の基準は、別表第1の下水道事業受益者負担金徴収猶予基準に定めるところによる。

- 2 条例第14条の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする者は、様式第1号により管理者に申請しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、様式第2号により申請者に通知するものとする。
- 4 負担金の徴収猶予の対象は、第2項の申請書を提出した日の属する月以降に納期が到来する負担金に限るものとする。
- 5 負担金の徴収猶予を受けた者（以下「猶予者」という。）は、その事由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 6 管理者は、猶予者が前項の規定による届出をしたとき又は届出を怠っていると認めるときは、徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金は、次に定める方法により徴収するものとし、様式第2号によりその旨を当該猶予者に通知するものとする。
 - (1) 届出があった場合には、その届出の日の属する年度の翌年度の最初の納期から当初決定の納付回数により徴収するものとする。
 - (2) 届出がなかった場合には、徴収猶予が消滅したと認められるときから届出を怠っていたときまでの期間の納期に係る負担金の額を一時に徴収するものとする。

(負担金の減免)

第8条 条例第15条第1項に規定する負担金を徴収しない公共の用に供している土地は、国又は地方公共団体が直接に公衆の用に供している道路、公園、広場、河川、池沼、水路等の土地及び下水道施設用地をいう。

- 2 条例第15条第2項に規定する受益者で、減免を受けようとする者は、第6条第2項の納入通知書を受け取った日又は減免の理由が発生した日から15日以内に、様式第1号に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項に規定する申請があったときは、別表第2の下水道事業受益者負担金減免基準により適否を決定し、様式第2号により申請者に通知するものとする。
- 4 負担金の減免の対象は、第2項の申請書を提出した日の属する月以降に納期が到来する負担金に限るものとする。
- 5 負担金を減免した場合における減免後の負担金の各期の納付金額は、減免した後の納期に係る負担金の合計額をその納期の数で除して得た額とする。この場合において、納付金額に10円未満の端数があるときは、減免後の最初の納期に係る納付金額に合算する。
- 6 負担金の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に申告しなければならない。この場合において、その事由が消滅した日（届出を怠っている場合には、その事由が消滅したと認められる日）の属する月以降に納期が到来する負担金の額は、条例第9条第3項により通知した額とする。

(負担金の納期限変更通知)

第9条 条例第16条第2項に規定する通知は、下水道事業受益者負担金納期限変更通知書（様式第4号）によるものとする。

(受益者の変更)

第10条 条例第19条に規定する受益者の変更があったときは、その当事者の一方又は双方は、遅滞なく下水道事業受益者異動申告書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、新たに受益者になった者が納付する負担金の額及びその納期の通知について準用する。

3 従前の受益者の負担義務の消滅した額は、下水道事業受益者負担金納付義務消滅通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（納付管理人）

第11条 受益者は、市内に住所を有しないとき又は有しなくなったとき、その他管理者が必要と認めるときは、受益者に代わって負担金の納付に関する事項を処理させるため、市内に住所を有する者又は市外に住所を有する者のうち納付に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納付管理人に定め、下水道事業受益者負担金納付管理人申告書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、納付管理人を変更又は廃止した場合に準用する。

（住所又は氏名の変更）

第12条 受益者が住所又は氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、受益者が前条第1項の納付管理人を設定したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、納付管理人の住所又は氏名を変更した場合に準用する。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、負担金の賦課及び徴収の事務取扱については、市税の例による。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（令和2年倉吉市規則第17号）による廃止前の倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和55年倉吉市規則第8号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第7条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	猶予期間	条件
1 係争地	受益者の決定（判定）の日までの期間	猶予申請を毎年行うこと。
2 田、畑及び山林並びに太陽光発電設備の設置により排水設備（倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第3条第6号に規定する排水設備をいう。）が設置できない土地	当該用途を変更するまでの期間	
3 災害等により負担金を納付することが困難であると認められるとき。	2年以内の範囲で、その状況に応じて管理者が定める。	公の罹災証明等を添付して猶予申請を行うこと。
4 その他管理者が特に認めたとき。		管理者が必要と認める書類を添付して猶予申請を行うこと。

別表第2（第8条関係）

下水道事業受益者負担金減免基準

該当する受益者	減免の対象となる土地	該当する主な施設	減免率
1 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用地	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 大学 高等専門学校	75%
	(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に基づく社会福祉施設用地	母子生活支援施設 老人ホーム 助産施設 保育所 児童厚生施設 隣保館	75%
	(3) 警察法務収容施設用地	刑務所 拘置所 少年鑑別所	75%
	(4) 一般庁舎等用地	官公庁の庁舎 図書館 体育運動施設 公民館 博物館	50%
	(5) 病院用地	市立病院（診療所を含む。） 国・県立病院	25%
	(6) 有料の国家公務員宿舎用地		25%
2 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	(1) 企業用財産となっている土地	公営有料駐車場用地 水道用地及び国有林野事業特別会計に属する行政財産	25%

3 国又は地方公共 団体が公共の用に 供することを予定 している土地に係 る受益者			100%
4 公の生活扶助を 受けている受益者 その他これに準ず る特別の事情があ ると認められる土 地に係る受益者	(1) 生活保護法(昭和25年 法律第144号)による生活扶 助受給者が所有する土地		100% (ただし、受給期 間中のみ)
	(2) 生活扶助を受けている 者に準ずると認められる生 活困窮者の所有する土地		困窮の度合に応 じ管理者が定め る。
5 その状況により 特に負担金を減免 する必要があると 認められる土地に 係る受益者	(1) 学校教育法第1条に規 定する学校で、私立学校法 (昭和24年法律第270号)第 3条に定める学校法人が設 置するものに係る土地(管 理人又は職員等の居住に使用 する建物の敷地を除く。)	幼稚園 小学校 中学校 高 等学校 中等教育学校 特別 支援学校 大学 高等専門学 校	75%
	(2) 学校教育法第134条に 規定する各種学校を設置 し、かつ、その学校が所有 している土地(管理人又は 職員等の居住に使用する建 物の敷地を除く。)	自動車学校等各種私立学校	50%
	(3) 社会福祉法第2条に基 づく事業で同法第22条に定 める社会福祉法人が経営す る施設に係る土地(その本 来の目的に使用しない土地 を除く。)	母子生活支援施設 老人ホー ム 助産施設 保育所 児童 厚生施設 老人センター	75%
	(4) 宗教法人法(昭和26年 法律第126号)第2条に掲げ る団体が、本文に掲げる目 的のために使用する土地 (管理人等が居住に使用す る建物の敷地を除く。)で 同法第3条に規定する境内 地	神社、寺院、教会、修道院そ の他これに類する団体の本 殿、拝殿、社務所、本堂、庫 裏、教団事務所及び参道	40%
	(5) 墓地、埋葬等に関する	墓地 納骨堂	100%

	法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項及び第6項に規定する用地		
	(6) 地域の自治的団体が共用に供する施設に係る土地	消防団倉庫 遊園地 防火水槽 集会所 公民館	100% 50%
	(7) 私道に係る土地	公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるもの及び水路敷	100%
	(8) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)、鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)及び倉吉市文化財保護条例(昭和51年倉吉市条例第21号)により指定された文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地		100%
	(9) その他実情に応じて減免することが必要と認められる土地		その都度管理者が定める。

様式第1号（第3条、第7条、第8条関係）

下水道事業受益者負担金申告書兼
徴収猶予
減免申請書

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第3条
(第7条・第8条)により次のとおり申告（申請）します。

(年度 公告分)

(宛先)
倉吉市長

土地所有者又は共有の代表者 年 月 日

住 所	
氏 名 名 称	(ふりがな) 外 名 ㊤
電話番号	

提出期限は、 年 月 日 です。

連番	土地の所在地	登記地目	現況地目	所有者以外の受益者（借地権などの権利者）			権利の種類 (注1)	減免 申請事由	徴収猶予 申請事由	備考欄
		登記地積(m ²)	現況地積 (m ²)	住 所	氏 名	認印				
							1 2 3 4			
							1 2 3 4			
							1 2 3 4			
							1 2 3 4			
							1 2 3 4			

納付方法

※希望納付方法に○を付けてください。

1. 全期一括（5年分一括）
2. 年度一括（1年に1度を5年間）
3. 20期分割（1年に4回を5年間）

(注1) 対象となる権利の種類（1. 地上権 2. 質権 3. 使用貸借 4. 賃借権）
の番号に○を付けてください。

※ この申告書の提出がない場合は、市が通知した内容で土地の所有者を受益者と
認定して受益者負担金の賦課をします。

様式第2号（第6条、第7条、第8条関係）

下水道事業受益者負担金賦課決定通知書兼 徴収猶予 減免 決定通知書 （ 年度 公告分）

年 月 日

様

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例第9条（第14条・第15条）
によるあなたの負担金の額を決定（変更）したので通知します。

倉吉市長

印

年度・期別割負担金の額（単位：円）

年度	年額	第1期	第2期	第3期	第4期

負担金額 円	徴収猶予額 円	減免額 円	差引負担金 円

土地の所在地	現況地目	受益地積 (㎡)	負担金額 円	徴収猶予の期間 又は減免事由	徴収猶予額 円	減免率 %	減免額 円	差引負担金 円	徴収開始	納付完了
合 計										

[裏面]
(教示)

様式第3号（第6条関係）

様

年 月 日

倉吉市長

印

年度 下水道事業受益者負担金納入通知書

賦課年度	徴収開始年度	通知書番号

期 別	負担金納付額	納期限
第1期	円	年 月 日
第2期	円	年 月 日
第3期	円	年 月 日
第4期	円	年 月 日
合計	円	

負担金額	円
既に納められた負担金額	円
今年度負担金額	円

受益者負担金のいままでの納付状況（納付済額は 年 月 日の状況です。） 単位（円）

分割年	年度	内 訳	第1期	第2期	第3期	第4期	計	
1年目	年度	期割額						年末納額
		納付済額						
2年目	年度	期割額						年末納額
		納付済額						
3年目	年度	期割額						年末納額
		納付済額						
4年目	年度	期割額						年末納額
		納付済額						
5年目	年度	期割額						年末納額
		納付済額						
							前年度までの未納額計	
							今年度以降の受益者負担金納付額	

様式第 5 号 (第10条関係)

下水道事業受益者異動申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

新受益者	住 所	〒 (電話番号)
	氏 名	ⓐ
旧受益者	住 所	〒 (電話番号)
	氏 名	ⓐ

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 19 条による受益者の変更について申告します。

異動した受益地

町 名	字 名	地 番	現 況 地 目	地 積
				m ²

異動の理由

--

様式第6号（第10条関係）

下水道事業受益者負担金納付義務消滅通知書

年 月 日

様

倉吉市長 印

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例第19条の受益者の変更により、あなたの受益者負担金の納付義務が、次のとおり消滅したので通知します。

記

賦課年度： 通知書番号：

町名	字名	地番	現況 地目	地積 ㎡	負担金額 円	うち納付義務 消滅金額 円
事由						
年度及び期別			年度 期分より			

様式第7号（第11条関係）

下水道事業受益者負担金納付管理人申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申告者

住所

氏名

㊟

倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第1項により、負担金納付に関する事項を処理するための納付管理人について、次のとおり申告します。

(納付管理人の 設定 変更 廃止) ※ 該当を○で囲んでください。

区分	住 所	電 話 番 号	ふりがな
			氏名・名称
旧			
新			
			㊟

納付管理する負担金

通知書番号	町名	字名	地番	現況地目	地積	負担金額
					m ²	円